

京都市建築基準条例の一部を改正する条例(平成29年3月30日京都市条例第52号)
(都市計画局建築指導部建築審査課)

- 1 既存の建築物の維持保全及び活用を更に図るため、次のとおり、建築物の敷地及び構造に関する規定の適用を除外する措置を講じることとしました。
 - (1) 建築基準法第3条第2項の規定により京都市建築基準条例の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分について、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更を行う場合には道路の角にある敷地内、道内若しくはがけの付近の建築制限又は長屋の構造等に関する制限をしないこととしました。
 - (2) 大規模建築物の敷地と道路との関係について規定した第6条を適用しない場合として、用途の変更を伴わない場合に加え、類似の用途相互間における用途の変更を伴う場合を含めることとしました。
 - (3) がけの付近の建築物について、当該がけが急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されているときは、第7条の規定による建築制限をしないこととしました。
- 2 その他規定を整備しました。

この条例は、平成29年3月30日から施行することとしました。

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第52号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該敷地上の建築物が特別許可建築物であるときは、この限りでない。

第6条第2項を削る。

第7条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該がけが急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されているとき。

第14条中「除く」の右に「。以下同じ」を加える。

第43条の3中「第129条の2第1項」を「第129条第1項」に、「第129条の2の2第1項」を「第129条の2第1項」に改める。

第43条の4を次のように改める。

(既存の建築物に対する適用の除外)

第43条の4 法第3条第2項の規定により第3条、第4条、第7条及び第8条の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分について大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途を変更する場合には、法第3条第3項第3号及び第4号並びに第87条第3項の規定にかかわらず、第3条、第4条、第7条及び第8条の規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物の敷地で、建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項第3号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物の敷地で行う増築等のうち、用途の変更を伴わないもの又は令第137条の19第1項各号に規定する類

似の用途相互間における用途の変更を伴うもの（以下「類似用途変更増築等」という。）が、次のいずれかに該当するときは、第6条の規定は、適用しない。

- (1) 類似用途変更増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計がこの条例の規定の施行又は適用の際（以下「基準時」という。）における当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計を超えないとき。
- (2) 類似用途変更増築等が次のいずれにも該当する場合で、市長が安全上及び避難上支障がないと認めるとき。

ア 類似用途変更増築等に係る建築物又は建築物の部分を耐火構造とすること。ただし、市長が防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

イ 類似用途変更増築等の後の当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計が基準時における当該敷地内のすべての建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

4 法第3条第2項の規定により第14条の2（第30条又は第31条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第25条及び第33条（第36条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分については、第14条の2、第25条及び第33条の規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により第35条の規定の適用を受けない建築物の第34条第1項に規定する個室型店舗の用途に供する部分以外の部分について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分については、第35条の規定は、適用しない。

第45条第1項中「第6条第1項」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築審査課)